2024.7

新生児聴覚検査費用助成のご案内

先天的に両耳の難聴がある赤ちゃんは、出生 1,000 人に 1～2 人の割合で生まれています。聞こえのほかには問題がない赤ちゃんは、外見上健康なため難聴に気づくことが難しく、発見が遅れることがあります。

聞こえは話しことばの発達にとても大切です。赤ちゃんの時の難聴に気がつかず対応が遅れた場合、ことばの獲得・発達に問題が出てきます。ことばの発達は成長にとって大きな役割をはたしていますので、難聴を発見し、療育や補聴などの特別なサポートを早い段階で行うことで、ことばの発達によい影響が期待できます。

新生児聴覚検査は、赤ちゃんの聞こえの問題を早い時期に発見してあげられる大切な検査であるため、ぜひ検査を受けましょう。

近江八幡市では、新生児聴覚検査を受けられた方へ、費用の一部を助成します。

●助成対象者

検査当日に近江八幡市民である新生児

※多胎妊娠の方は、健康推進課に申し出てください。

●助成金額

上限 3,500 円（ただし、保険診療で検査を受けた場合は対象外）

●手続き方法

県内の医療機関で検査を受ける場合	⇒	『新生児聴覚検査受診券』を医療機関に提出し、検査料金から 3,500 円を差し引いた金額を医療機関の窓口で払ってください。
県外の医療機関で検査を受ける場合	⇒	全額自己負担で支払い後、「妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）※」に記入し、『新生児聴覚検査受診券』を添付の上、出産の翌々月の 10 日までに健康づくり財団に提出下さい。

※「妊婦健康診査費等請求書（県外受診者用）※」は、「妊婦健康診査等県外受診申出書」を健康推進課に提出された方にお渡しします。

【お問い合わせ】
近江八幡市子ども健康部健康推進課
☎0748-33-4252